

鎌倉市情・個審議第7号
平成27年 1月19日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成27年1月16日付け鎌資源第3345号をもって諮問のありました個人情報の利用につきまして、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、本人が指定収集袋無料配布通知書により知り得ることが明らかであることから、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する個人情報	利用する理由	利用先
35	資源循環課	家庭系一般廃棄物処理手数料の減免事務(指定収集袋)	減免対象者	生活保護受給世帯、児童扶養受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成対象世帯に係る各担当課で保有している対象者の届出情報	家庭系一般廃棄物の排出のために購入して使用する指定収集袋を、減免対象者に一定枚数無料で配布する事務を行うため。	こども相談課 生活福祉課 保険年金課